

準学校法人設立認可基準一覧

区分	基準概要	根拠法令	
目的	私立専修学校・各種学校の設置	私法152条5項	
機 関	理事(会) 職務：業務の意思決定・執行機関 定数：5人以上 選任：寄附行為にて定める理事選任機関が選任、以下の①②を含む必要がある。 ① 設置する学校の校長（1人又は数人） ② 外部理事 ※このほか特別利害関係を有する者等に関する規定あり。 兼職禁止：監事・評議員を兼ねてはならない。	私法36条 私法29・30条 私法31条	
	監事 職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2人以上 選任：評議員会にて選任 ※このほか特別利害関係を有する者等に関する規定あり。 兼職禁止：理事・評議員・教職員・子法人役員・子法人職員を兼ねてはならない。	私法45条 私法46条	
	評議員(会) 職務：諮問機関 定数：理事を超える数 選任：寄附行為の規定により選任（理事又は理事会が選任する評議員は1/2まで）、以下の①②を含む必要がある。 ① 教職員（評議員総数の1/3まで） ② 卒業生（25歳以上） ※このほか特別利害関係を有する者等に関する規定あり。	私法66条 私法61条 私法62条	
資 産	原則自己所有（負担付き又は借用でないこと） 次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合には借用可能 (1) 校地 ア 借用部分が校地面積の2分の1以下で、所有することが困難な場合 イ 借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合 ウ 借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、準学校法人への寄付又は譲渡が困難な場合 エ ア～ウまでの規定にかかわらず、特別な事情がある場合 (2) 校舎 ア 当該準学校法人の校舎が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産のため、所有することが困難な場合 イ 上記の規定にかかわらず、特別な事情がある場合 ※（1）ア、ウ、エ及び（2）イの場合、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記を要する。ただし、登記できない特別な事由がある場合は公正証書の作成を要する。 ※（1）イ及び（2）アの場合、長期にわたり安定して使用できる条件を具備していること。20年以上の安定的な使用確保が確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等による借用を認める。	私法17条 法人基準第2 法人内規第3	
	校地	校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等	法人基準第2
	校舎	・普通教室、特別教室、実習実験室、職員室、事務室 図書室、保健室、便所、手洗所等	法人基準第2・3
	設備	・教具（機械、器具、標本、模型等） ・校具（机、腰掛等） ・その他必要な施設・設備等	法人基準第2
	運用財産	・毎年度の経常支出に対し、授業料・入学金の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てること。 ・年間経常的経費の1/4以上を現・預金で保有する。	法人基準第2 法人内規第4
名称	「学校法人」と称することができる。	私法153条	
その他	・学校の生徒等定数は、原則として80人以上であること。 ※1学級及び同時に授業を行う生徒等の数は、原則として40人以下 ・学校の経営が営利企業的でないこと。	法人基準第6 法人基準第8 法人基準第9	

(注記) 私法：私立学校法

法人基準：準学校法人設立認可基準

法人内規：東京都準学校法人設立認可取扱内規

(参考) 「準学校法人」：私立の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（私法152条5項）

「学校法人」：私立学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）の設置を目的とする法人（私法3条）

収益事業：学校法人（準学校法人）は、教育に支障のない限り、学校経営に充当するため収益を目的とする事業を行うことができる。（私法19条）